



ストライキ権に関する PSI 緊急決議

国際公務労連執行委員会は、労働組合と労働者の権利に対する絶え間ない攻撃に対して深い懸念を表明する。私たちは、いかなる状況においても団体交渉権の制限を容認できるという提案に強く異議を唱える。公共サービス労組として、私たちは、不可欠サービスに関する規制も含めて、市民と利用者が常に質の高い公共サービスを利用できるようにすることによって、彼らを守るために尽力している。しかし紛争が続くときには、労働者には唯一の民主的手段としてストライキしかない。

「不可欠サービス」において、あるいはすべての公共部門労働者に対して、ストライキを制限もしくは禁止するための法律が可決されたり、論じられたりしている国があまりにも多い。さらには、北から南に至るまで、社会的紛争を刑法で禁止したり、抗議者に対する暴力が増加しているという現実が存在する。

ストライキ権、労働組合を結成する権利、賃金条件について団体交渉する権利は、基本的な自由であり、人権である。これらの権利は ILO 規約、ILO 第 87 号および第 98 号条約、世界人権宣言および国連の経済・社会・文化的権利に関する国際規約のなかに明記されている。

2014 年 6 月の ILO 総会で、基準適用委員会における討議中に、使用者側はストライキ権が ILO 第 87 号条約には含まれないことをしつこく主張し、数十年にわたって続いてきた法学と国際法の適用を批判した。労働側は全員一致でこの使用者側の要求を拒否した。ストライキ権をめぐる紛争は ILO 理事会に付託され、理事会は国際司法裁判所に対して助言的意見を求め、紛争を終結させるよう訴えることができる。決定は 2014 年 11 月に下されることが期待されている。

したがって PSI 執行委員会は PSI に以下のことを託す。

- 全労働者のストライキ権を支持するグローバル・キャンペーンを開始する
- ILO の監督機構を支持する立場をとるように政府に働きかける
- 国際司法裁判所への付託を求め、ILO 理事会のメンバーに働きかける。ILO 理事会で過半数を得る必要があるため、PSI 加盟組合は労組ナショナルセンターと政府に働きかける必要がある
- このキャンペーンのために、他の労働組合ならびに市民社会団体と連携する
- 権利を攻撃されている加盟組合に対する連帯と支援を提供し続ける
- ILO 第 87 号と第 98 号条約を国に批准させ、順守させるために、積極的にキャンペーンを行う
- 政府間機関やその他の関連国際機関・組織（たとえば世界銀行や IMF など）に対して、基本的労働組合権を保障する ILO 条約を彼らが支持することを宣言するよう働きかける
- ILO 条約の順守を含む、労働権に対する実効性のあるコミットメントがグローバル自由貿易協定のなかに含まれるようにするためにロビー活動を行う